

[提 言]

アドボカシーと市民社会の未来を展望する

～ ポスト2030（SDGs）時代の
地域、世界、わたしたちを見すえて ～

(案・抜粋)

2025年3月22日



アドボ・していずんプロジェクト
(アドボの学校)

アドボカシーと市民社会の未来を展望する
～ポスト2030(SDGs)時代の
地域、世界、わたしたちを見すえて～
(案・抜粋)

あどぼ・していずんプロジェクト

1. 市民社会とアドボカシー (作成中・略)

- 1) アドボカシーとははじめ
- 2) アドボカシーのルーツをたどる
- 3) アドボカシーとは何か
- 4) アドボカシーをめぐる課題と論点

2. 受け継がれ、アップデートされるアドボカシーの歩み (作成中・略)

- 1) 二度と被害者を出さないために
～公害から気候変動へ～
- 2) 日本と欧米の植民地主義と途上国援助の系譜
～人々の視点でたどり直す～
- 3) 参加と対話で政策を変える
～NGOと政府の政策対話～
- 4) 人々の暮らし・地域から世界を動かす
～ローカルアドボカシーの胎動～
- 5) 新自由主義「改革」とアドボカシー
～変質し、迷走するアドボカシー～

3. ポスト 2030(SDGs)時代のアドボカシーと市民社会

1) 人々の尊厳と権利に価値をおく

市民社会によるアドボカシーの根本、さらに言えば、市民社会そのものの根本に据えられるのは「人」であり、「人々の立場に立って」活動することである。さらに、市民社会が焦点を当てるべき人々とは、人数や社会的な意味での「多数」や「全体」ではなく、文字通り「一人ひとり」であり、

とりわけ、社会の中で弱い立場、少数の立場、周縁に置かれた人、社会問題の当事者や被害者など、何らかの困りを抱えた人である。法制度や公共政策は、人々の多数や全体の合意形成を重視し、公共インフラや公共サービスへの量的なニーズやその達成を優先しがちである。一方で、多数から漏れ、全体から疎外された人々、とりわけ何らかの困りを抱えた人々は、多数や全体、それを代表する側(政府や自治体など)から、その困りを「個人的事情」と矮小化され、問題を自己解決できない人であると貶められ、自己責任で解決せよと無責任に努力を迫られることすらある。しかし、その困りの要因を分析すれば、困りを抱えた人の自己責任ではどうにもならない、その人を取り巻く社会環境や、社会構造そのものに起因することが大半である。

市民社会は長い歩みの中で、さまざまな分野の活動や、現在のアドボカシーにつながる活動を通じて、上記の構造を痛感し、その問題性を強く社会に訴えてきた。市民社会だけでなく、地球規模課題に取り組もうとする多様なセクターが、1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット(国連環境開発会議)から、2000年～2015年のMDGs(ミレニアム開発目標)、さらに2016年から2030年の達成期限に向けて現在進捗中のSDGs(持続可能な開発目標)という地球規模課題の解決に向けた取り組みの中で、上記の構造を自覚し始めている。SDGsが謳う「誰一人取り残さない」は、単なる「思いやり」「心がけ」などではない。地球規模課題と、それによって痛む具体的な「一人」とその要因である社会構造に着目し、その解決に向けた具体的な行動を促す価値観であり、行動基準なのである。

こうした、一人ひとりの「人」を基本に、人々の立場に立って活動するという価値観を、より明瞭かつ簡潔に言い表すとすれば、「人々の尊厳と権利に価値をおく」と言えるだろう。では、市民社会やその活動であるアドボカシーにおいて、これからの時代に「人々の尊厳と権利に価値をおい

て」活動していくためには、具体的にどのようなことを重視すればよいのだろうか。

人権を基盤に考え、行動する

1990年代以降、国際協力分野では、途上国の開発や、開発協力を考える上での基盤に「人権」を据える流れが強まった。それを具体化したのが「人権基盤型アプローチ (Rights-Based Approach、以下 RBA とする)」であり、1990年代後半から国際協力に関わる国際機関、政府系援助機関、国際 NGO などで採用されるようになり、開発協力に関する方針や政策、計画の策定、実施、評価などに用いられてきた。RBA の特色は、公共政策でしばしば重視される金額、事業、サービスなどの量的「ニーズ」ではなく、それぞれの政策分野や社会問題に関わる「人権状況」に視点を置く。社会問題の発生や政策需要の背景には必ず「権利の剥奪」があると考え、その政策分野や社会問題において権利を奪われている人＝本来は権利を保有していて、剥奪されている権利を要求できる者(権利保有者／rights-holder)と、その要求を実現する義務を負う者(責務履行者／duty-bearer)を明らかにし、それぞれの権利主張、責務履行を十分に行えるよう能力形成、環境整備を行うことで、権利保有者の権利状況を改善し、政策需要や社会問題の解決につなげるのである。また、人権状況を捉える上で、国際条約や国内法に規定された人権基準(言論・表現の自由、集会・結社の自由、政治参加の権利、居住権、環境権、社会権などの具体的な諸権利)だけでなく、これらの権利が具体的に実現されるために社会全体で認識し、備えるべき条件である「人権の原則」(相互依存性、不可譲性、非差別・平等、法の支配、包摂・参加、透明性、説明責任など)も重視していることが特徴である。

このように、人権を基盤に据えて、社会問題や政策課題にアプローチするという考え方が国際協力分野に広まったのは、次のような理由がある。途上国が抱える社会問題、とりわけ貧困な

ど、人々の生存に関わる問題の構造を掘り下げると、そこに必ず「構造的に人権が損なわれている」状況があり、それを構造的に改善しないと、貧困を根本的に解消することができないのである。多くの貧困層の人々は、単に個人や共同体の能力が低くて「喰えない」「稼げない」わけではない。稼ぐための職に就くための教育や訓練の機会、職に就いても正当な報酬や待遇、そうした活動を行える健康で文化的な生活環境を整えるために不可欠な医療、福祉、社会保障が、十分でないのである。これは明確に個人の責任ではなく、当人にそうした権利を保障できず、あるいは権利を剥奪している社会構造に原因がある。こうした社会構造が、途上国の貧困問題に関わらず、途上国、中進国、先進国の別なく、また、さまざまな社会問題とそこで影響、被害を受ける当事者の背景に共通してあるということへの気づきが、前述の地球サミットから MDGs、SDGs に至る国際社会の地球規模課題に向き合うプロセスであったといっても過言ではない。日本社会では伝統的に、人権は理念や道徳のように扱われる傾向があり、実際に権利を主張したり行使しようとすると、それはわがままであると他者や「世間」から批判や圧力を受けたり、はじめから濫用を警戒されて抑圧的に対応されることも少なくない。しかし、これまで述べたように、人権は実際に人々が行使することができ、社会にそのための環境が整って、人権が「実質化」してこそ意味がある。近年、日本社会でも、国際人権基準やそれを用いた人権活動が提案、実践されるようになり、人権を理念や道徳のように扱う感覚から脱却して「人権を使う」ことで、人々の権利状況を改善し、社会問題を構造的に解決しようという動きが見られるようになってきた。市民社会も、アドボカシーをはじめとしたさまざまな活動に「人権を基盤に考え、行動する」ことを「実装」していく必要がある。

マイノリティ差別とマジョリティ特権の構造を解体する

この社会には、歴史的にも、また、現在に至

るまで、社会的少数者の立場に置かれた人々（マイノリティ）への差別が存在してきた。一方、20世紀、とりわけその後半は、不当に差別され、人権を奪われた人々による反差別運動が、大きなインパクトを持った時代であった。例を挙げると、国際的には、米国のアフリカ系の人々による公民権運動や、南アフリカのアフリカ系の人々の反アパルトヘイト運動であり、国内では、長い歴史を持つ部落解放運動や、在日韓国・朝鮮人の運動、アイヌや琉球・沖縄の人々の運動である。女性運動や性的少数者の運動なども、反差別運動の側面を持つ。これらの運動は第一義的には、差別される人々が、奪われた人としての尊厳を取り戻し、人権を獲得・回復し、社会の中で公正に処遇され、あるべき位置を占めることを目指すものである。それとともに、社会の中に根深く組み込まれた「差別の構造」を暴き出し、その問題性を社会に広く告発にするという、大きな働きを反差別運動は果たしてきた。

なぜ、人が人を差別するのか。それは、ある人々を劣位におき、尊厳を奪い、隷属させ、その人が当然にもつべきものを収奪し、その「奪い取ったもの」を自らのものにするすることで、人より優位な立場に立とうとするからである。そして、隷属・収奪を固定化、持続化するために、劣位におかれた人々に「被差別身分」の烙印を押して、社会構造に組み込む。そして、差別される人々から奪うことにも、それを自分のものにするということにも、差別する人々は疑問を感じず、当然のことと考え、あるいは無自覚にすらなっていく。このようにして、マイノリティとされ、差別対象とされた人々への差別は固定化し、その人々から奪ったもので成り立つ「特権」と、それに無自覚なマジョリティが、その上にあぐらをかく構造が出来上がるのである。

当然のことながら、市民社会が「人権を基盤に考え、行動」しようとするとき、このような「マイノリティ差別とマジョリティ特権の構造」を座視し、温存させることは考えられない。解体を目指すほかない。アドボカシーに関わらず、市民社会のあ

らゆる活動を通じて、このことは実践されなければならないし、さまざまな社会問題の中にこうした構造を認めるとき、声をあげ続けなければならない。そして、いうまでもなく反差別運動は、市民社会の仲間であり、現代のさまざまな分野の市民社会の活動・運動につながる「ルーツ」でもある。市民社会は、運動の先達たちからしっかりバトンを受け継ぎ、それぞれの活動に継承し、活かしていくことが求められている。

社会をフェミニゼーションする

フェミニズムは、歴史的には女性の地位や権利向上を目指した思想、運動が出発点になっているが、現在では、そこを基点としながら、あらゆる性差別をなくし、性差による不当な扱いや不利益を解消しようとする思想、運動へと展開している。そして、フェミニズムも前項の反差別運動と同様に、当事者の状況を少しでも改善しようとする取り組みと共に、社会の中に根を張った男権主義（マスキュリズム）、父権主義（パターナリズム）と、それにより誰もが、ともすれば男性とを自認する人々すらも苦しめられるという構造を明らかにしてきた。

日本をはじめ、自由、人権、民主主義を尊重する政治体制の国々の多くは、法制度上は女性や性的マイノリティの地位や権利向上に取り組み、組織や社会で指導的立場にある女性の割合の増加などで、一定の成果を収める国々も出てきた。しかし、実際には政治、経済、社会の実質的な仕組みや運営の実態は、男性の典型化された特徴（身体の強健さ、比較的平準な体調、精神力の強さなど）に合わせて作られており、そこで「成功」するには、そもそも典型的な男性であるか、そうでない場合は上記のような特徴に無理に「過剰適応」することを強いられる。当然、上記のような特徴に適応できない人は、たとえ男性であっても「不遇をかこつ」ことになってしまうのである。こうした「マッチョな社会像」は、強いリーダーを待望する権威主義やポピュリズム、ひいては個人に全体への徹底的な奉仕を要求する全

体主義とも相性がいい。

こうした社会を脱却するために、市民社会は「社会をフェミニナイズーション」する構想をもち、それぞれの活動において展開していく必要がある。人々が「マッチョな社会像」から解放され、さまざまな特性をもった人々が尊重され、互いに共存、協力できるような社会であればこそ、人々はそれぞれの可能性を開花させることができる。フェミニズムによって、社会をつくりなおすことも「人権を基盤に考え、行動する」ことの大きな柱であるといえよう。

2) 公開、参加、対話、透明性のある政治・経済・社会の仕組みをつくる

「公開と参加」が担保されることは、民主制を支える必要条件と言える。情報の共有のための「公開」が不十分なままでは、「参加」が担保されてもそれは絵に描いた餅となるし、「公開」はされていても「参加」できないようでは意思決定への参画もできなくなる。

世界で最も早くに情報公開を法制化したのはスウェーデンで、1767年に『出版の自由に関する法律』として制定されている。これほど早くから制定された例は他にはなく、多くの国では第二次世界大戦後に制定されていく。アジアでは、1996年に韓国で『公共機関の情報公開に関する法律』が、翌1997年にタイで『公的情報法』が制定されている。

日本における情報公開の法制化は自治体において先行し、1982年に山形県金山町で最初の情報公開条例が制定された。その後、1983年に神奈川県、埼玉県で条例が制定され、現在では、都道府県、特別区、市町村すべてで条例が制定されている。国における情報公開法の制定は1999年で、同法が施行された2001年よりようやく情報公開請求ができるようになったが、そこに至るまでには30年以上にのぼる市民運動や法曹界からの粘り強い働きかけがあった。

情報公開法・条例は請求主義を原則としており、請求がなければ公開されないという課題を

抱えている。加えて、不開示情報として①個人情報、②法人情報、③国家安全情報、④公共安全情報、⑤審議検討等情報、⑥事務事業情報が挙げられており、不開示に不服がある場合は司法に訴えることができるものの、不開示情報の解釈が行政機関や時の政府の意向によって恣意的に行われる懸念が強いものとなっている。近年は情報の不開示以前に、文書作成の放棄や公文書廃棄・棄損と思われる事案も発生しており、文書不存在と扱われ、行政機関や政府の信頼性を失墜させている。

公共政策立案における「参加」については、1990年代から少しずつ広がってきた。主要な政策における公聴会が開催されたり、パブリック・コメントが実施されるようになってきた。パブリック・コメントは1993年に行政手続法で規定され、今ではオンラインで意見表明しやすい環境は構築されている。行政手続法では第42条で「『提出意見』を十分に考慮しなければいけない」と規定され、また、第43条で「提出意見を考慮した結果及びその理由」の公示を定めているが、それらが不十分な事例もあり、パブリック・コメント自体の信認を低下させる要因となっている。

公共政策の原案を検討する審議会などの委員公募も導入されてはいるが、そのほとんどは一部公募に留まっている。公開される審議会もあるものの、開催時期・時間などの関係で、形骸化しているものも多く、議事録の作成や公開も不十分なものが多い。

一方で、政策協働を推し進める方策も講じられてきている。ODA政策を巡るNGOと外務省、財務省、JICAなどとの対話の場や、河川整備を巡る懇談会などの設置、NGOと環境省との対話の場などがあり、四半世紀を超えて継続されているものもある。

ブラジルのポルト・アレグレ市で始まった市民参加型予算を導入する自治体も出始めており、東京都、三重県、長野県や三重県名張市、千葉県八千代市、茨城県阿見町や東京都杉並区で導入されたり、導入が予定されている。

くじ引きと熟議で民主主義をつくるミニ・リパブリックスの動きも各地で広がってきている。無作為抽出(くじ引き)で選ばれた住民が、熟議を重ねて公共政策を策定する試みで、まちづくりや気候変動対策などをテーマに各地で実施されている。

1970年代末から世界大に広がってきた市場至上主義・ネオリベリズムの発想は、市場競争に勝つことを前提に、なるべく早く、なるべく多く成果を生み出すことを志向しており、「参加と公開」を前提とした熟議とは対極にある。一人一人の尊厳を基盤に、多様な価値観を尊重し、開かれた形で、丁寧な合意形成を重ねていく。不十分であったり、行きつ戻りつはありながらも、市場至上主義・ネオリベリズムの濁流に抗するかのよう、公開、参加、対話、透明性のある政治、社会、経済の仕組みづくりが試みられてきている。

「公開と参加」の精度を上げていく。そのために、情報公開法・条例の利活用の促進、公開阻害要因の除去、政策協働や市民参加型予算、ミニ・リパブリックスなどについての情報共有を図り、相互の交流・協業が必要となってくる。一人一人が主役となり、丁寧な合意形成が図られるように、一歩ずつ。

3)国内外の脱植民地化をすすめ、人々と暮らし、地域、世界のつながりを紡ぎ直す

持続可能で公正な社会の実現—それは、現在私たちが目指すべき共通のテーマと言えるだろう。SDGsにも見られるように、その実現のためには未来のあるべき姿から現在を見つめ直すバックキャストの考え方が必要である。

ところで、未来のあるべき姿を描くうえでの根拠はどこに求めればよいのだろうか？ その根拠は私たちが歩んできた過去—人類の歴史の中にあるのではないだろうか。もっとも、私たちが学校で習ってきた歴史は、おうおうにして時代を制した勝者の歴史、支配者の歴史となりがちである。私たちが未来に活かすべきはそうした「歴史」ではない。重要なことは支配者たちの陰で見えなく

されてきた人びとの姿を見つめることであり、かき消されてきた人びとの声に耳をすますことであろう。

ここでは、過去を見つめながら未来のビジョンを描こうとする際に私たちに求められることとして「植民地主義からの脱却=脱植民地化」という課題をあげたい。

植民地主義(colonialism)とは、「国家主権を国境外の領域や人々に対して拡大する政策活動と、それを正当化して推し進める思考」を指す言葉である。大航海時代以降、ヨーロッパの国々は自国から離れた他の地域(アメリカ大陸、アジア、アフリカなど)を侵略し、植民地化していった。19世紀後半から20世紀初頭にかけて、欧米列強による植民地争奪戦はピークを迎える。帝国主義の時代である。日本もまた、「遅れてきた帝国」として植民地支配を拡大していった。こうした列強による植民地獲得競争は、二度の世界大戦へと向かっていき、これらの世界規模の戦争は、人類全体に大きなダメージを与えた。そして、第二次大戦後には「民族自決」が国際的な共通の原則とされるようになり、アジアやアフリカなど植民地とされていた地域は主権国家として独立していく。

それでは、第二次世界大戦後の世界では、植民地主義は克服されたのであろうか？ その答えは明らかに「否」であろう。植民地主義は今なお、私たちの社会に潜んでいるとともに、形を変えながらむしろ拡大していると言ってもよいかもしれない。私たちが、持続可能で、公正な社会の実現を望むのであれば、その事実を直視し、私たちの社会の「脱植民地化」を進めていくことに、真剣に向き合わなければならないだろう。

「植民地主義からの脱却」という課題について、大きく2つの側面から考えてみたい。

ひとつは、入植者植民地主義(セトラー・コロニアリズム)をめぐる問題である。入植者が、もと

もとその地で社会を営んできた人びと(=先住民族)の土地に入り込み、新たな社会を建設していくのが入植者植民地主義である。新たな社会の建設は、既存の社会(先住民族の社会)の破壊をもたらす。北米やオーストラリア、ニュージーランドは入植植民地の分かりやすい形であるが、日本における北海道もまたその典型である。

植民地宗主国から地理的に離れていた植民地が主権国家としての独立という形に向かいやすいのに対して、入植植民地においては、植民地化された側が地理的に独立をすることが難しく、「民族自決」の原則は先住民族には適用されずにいた。しかし、1970年代以降、先住民族の権利回復の動きが高まり、2007年には先住民族の自己決定権を含む権利保障の基準を定めた「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択される。先住民族の権利回復という課題は、現在も継続している植民地主義からの脱却という課題に他ならない。

植民地主義のもうひとつの側面は、第二次大戦後にかつて植民地にされていたアジアやアフリカ諸国等が政治的には独立しながらも、経済的ないし軍事的に支配をうけ続け、「新植民地主義(ネオ・コロニアリズム)」と呼ばれる支配・従属関係の中にあるという課題である。第二次大戦後に表面化した南北問題とは、結局のところ形を変えた植民地支配の問題といつてよいだろう。経済開発を至上命題としてきた戦後の世界において、皮肉なことに経済格差は年々拡大しており、国ごとの格差のみならず、国内においても格差が拡大している。2011年の東京電力福島第一原発事故は、都会の生活を支えるために地方が犠牲とされてきた構造を露わにしたが、同様の構造は現在も至るところに見られる。

このような入植者と先住民族、北と南の国々、中央と地方などの非対称な関係性を変えていくことは、持続可能で公正な社会をつくりだしていくことそのものであろう。長い年月の中で形成されてきた関係性を変えていくことは簡単なことではないが、それに取り組むことなくして、希望ある

未来が訪れることはないであろう。

4) 人々の参加のもとに、自然環境と人間関係の持続可能な調和を図る

資本主義の成長主義、膨張主義が今もなお社会に大きな影響を来している。500年以上も前にプラトンやデカルトによって提唱された、人間と自然とを分断して考える「二元論」は、植民地支配の拡大、帝国主義の時代を経て、世界中に広まり、自然・生態系からの収奪・搾取を当たり前のものとしてしまっている。「二元論」に影響されない人々、地域社会は、先住民族やその社会を中心に残存しており、人間は自然・生態系の一部に過ぎず、自然・生態系により生かされている存在である、という自明の点を大前提に社会を再構築していく必要がある。

地域社会を持続的に運営するためには生態系の保持が不可欠である。そのことを前提に、地域社会には数々の”地域のお作法“が存在する。森林や河川敷など、生態系を保持する上で不可欠な場を誰が、どのように利用し、保全するのか。生命の源・水をどう扱うのか。自然を祀る祭祀の持ち方をどうするのか、などなど。先住民族が大切に継承してきたそれら”地域のお作法“は、先住民族の社会だけで大切に継承されているのではなく、「南」の世界、「北」の世界にかかわらず、各所で見直しを図られながら継承されてきている。”地域のお作法“は関係する人々の参加によって見直されることが多いが、それらの多くは明文化されておらず、関係者以外にはわかりにくい、見えにくいものとなっている。

私たちはすでに「南」の世界も「北」の世界も併せても、地球上の利用可能な資源の2倍近くを消費して暮らしている。「北」の世界の資源浪費はすさまじく、その数値が4倍、5倍を数える国もある。これは資源の“先喰い”にほかならず、本来ならば先の世代・将来世代が恩恵に預かるべき資源を、今さえよければと競って消費してしまっている。植民地支配・収奪・搾取の歴史を重ねる中で、自然・生態系からの収奪・搾取も苛烈

を極め、数多くの種の喪失を招いて生物多様性を危機的状況に陥らせてきた。

地球の供給量をはるかに超える資源消費が続いているつけは、環境負荷として目に見えて現れてきて久しい。資源制約や環境負荷の限界を顧みずに、生産・消費を拡大し続けてきたことにより、資源の枯渇を招き、資源を巡る争い・戦争が絶えない。異常気象が常態化し、想定外の大規模災害が頻発している。それでもなお、自然・生態系の豊かさの一つとして供給され続けてきた資源の制約すら無視して、無限に資源は供給され、無限に開発が継続でき、それらによる“無限の成長”という幻想に陥ってしまっている。

このような事態を打開するためには、二元論の延長上にある多くのグリーン技術など小手先の技術革新に依存するのではなく、今一度、人間は自然・生態系の一部であるという自明の真理に立ち戻る必要がある。自然・生態系の啼泣に謙虚に耳を傾け、資源制約と環境負荷の限界を前提とした解決策を模索すること。そのためには、今もなお自然・生態系との対話を進めながら暮らしている人々の営みからの学びが肝要となる。

5) 民主主義の深化・進化を進める

本章の前節までに示した市民社会とアドボカシーのビジョンは全て、このビジョンのもとで実現されるべき、民主主義の深化・進化のビジョンでもある。前記のビジョンからすれば、制度的・規範的に間接民主制が行われているだけでは民主主義の実現からは程遠い。人々が主体的に参加し、対話を重ねながら、草の根の自治と、あらゆる格差や分断から解放されたつながりを基盤に、政治、経済、社会など社会のあらゆる領域を営むあり方が、民主主義の「実質化」であり、展望であると考えている。市民社会は、それぞれの活動や目標に取り組みつつも、そのことを通じて、このような「草の根」と「つながり」の民主主義の「実質化」を進めることが、大きな使命ではないかと考える。

一方、市民社会やアドボカシーが育まれてきた時代と軌を一にして、新自由主義が伸長し、公共部門の民(私)営化が進められ、政治・行政から地域社会まで、社会のあらゆる領域に市場原理が持ち込まれた。その中で、市民社会もその一翼を担う形になった。市場原理に依存しない地域や社会の運営・問題解決のための資源が解体・侵食され、人々の分断、格差、階層化が進められた。そこに乗じる形で、ポピュリズムやそれを背景にした権威主義、こうした政治傾向を背景にした政治家・政治勢力を熱狂的に支援・応援する人々(ファンダム)を動員し、巻き込む政治手法・様式(ここでは仮にファンダム・ポリテイクスという)が伸長してきた。これらは制度的には民主制を用い、時に左派・リベラルの「草の根」手法を用いながら、それらを巧みに用いて人々の支持を調達しつつ、権力や資本を寡占化・集中化させている。

こうした状況に抗しつつ、先述したような「民主主義の深化・進化」していく社会をどのように実現していくべきだろうか。

民主主義をエクササイズするアドボカシー

ここまで述べてきたように、市民社会によるアドボカシーは、政策や法律、制度、公私の組織や社会のあり方の変革を働きかける市民活動・運動であると共に、アドボカシーに取り組む過程そのものが、人々の民主主義的な「振る舞い」(主体的な参加、対話、それらに基づく合意形成や意思決定)を育み、制度化、慣習化された直接・間接双方の民主主義の仕組み・過程を実質化することにつながるものである。これを端的に表現すれば、アドボカシーは民主主義をエクササイズ(体力、知力を使えるように動かす、鍛える)ものであるといえよう。別の表現をすれば、人々の暮らしや地域に依拠した、草の根の自治や民主主義の「稔り」を期して、これを「耕す」ものであるということが言えるのかもしれない。

また、エクササイズには「権力・権利などの行使、発動」という意味もある。人々が選挙におけ

る投票など、制度的に定められた政治参加の機会だけに満足せずに、日々、自らの政治的権利を意識的に行使していくことは、民主主義の「本来の」主体である人々の権利主体としての存在感や主張の重要性を、実際の政治過程の中で高める。その具体的な取り組みとして、市民社会によるアドボカシーは、民主主義の制度と人々の自由な活動・運動の間を行き来できる活動・運動として実効性がある。民主主義における政治的権利を実際に使い、人々の政治的主体としての存在感を高めるという意味でのエクササイズにおいても、アドボカシーは意味をもつのである。

しかし、現実には市民社会のさまざまな分野、団体、運動におけるアドボカシーの現場では、それぞれの獲得目標が優先されていて、とても「民主主義のエクササイズ」まで意識しながらアドボカシーに取り組むというのは、難しいかもしれない。しかし、市民社会でアドボカシーに取り組む人々や団体が継続的に寄り合い、それぞれの活動事例を共有しながら、地域や全国、あるいは世界で「民主主義のエクササイズ」のためのアドボカシーをどのように展開していくことができるか、また、それぞれの活動がそれにどのように貢献することができるのかを検討し合うようなことができれば、それぞれの現場での可能な「一歩」を刻めるのではないだろうか。

民主主義の文化を育む市民社会スペース

市民社会がアドボカシーをはじめとした活動・運動を行うためには、思想・信条の自由、表現・言論の自由やそれに基づく「知る権利」、集会・結社の自由、政治参加などの権利が保障され、十分行使できることが重要である。むしろ、こうした権利の保障・行使は、人々一人ひとりの人間らしい生活の獲得・実現(生存権)や、民主主義的な社会の維持・存立にも不可欠なものである。近年、こうした権利保障・行使が確保され、人々が互いの尊厳と権利を尊重しつつ、自由に言論・活動できる社会領域やその広がりを「市民社会スペース」と呼ぶことが増えている。前項との関

係でいえば、アドボカシーやそれにより「民主主義をエクササイズ」する社会の中の「舞台」「現場」が市民社会スペースであり、社会の中でアドボカシーやそれによる「民主主義をエクササイズ」できる舞台・現場がどれだけ拡充できるかが問われている、ということになる。

一方、現実の社会では、市民社会スペースは常に圧迫を受け続けている。日本では、市民社会スペースに関わる諸権利は憲法や、国際人権規約など国際人権法を構成する諸条約によって保障されることになっている。しかし、現実の日本社会は権力、資本に迎合する社会的同調圧力が極めて強く、特に権力、資本、社会の大勢への異議申し立てや、当事者、社会的少数者の立場に立った言論、活動への圧力、攻撃は少なくない。最近では、圧力、攻撃の場が SNS などインターネット上の言論空間にも広がり、匿名、不特定多数のネットユーザーが攻撃に加わったり、インターネット上の言論が「犬笛」となって、市民社会の活動現場や活動家に物理的な攻撃が加えられる事例も出ている。権力、資本側がこうしたネットユーザーを動員、組織して「陰で糸を引いた」と見られるケースも指摘されている。警察の公安部門や自衛隊の情報保全隊など、政府の実力機関の治安・防諜部門が、市民社会を国家・社会を動揺・不安定化させる勢力と断定して、常に監視していることも、市民社会への監視や弾圧の側面をもつ事案や事件が発覚した際に、明らかになっている。こうした日本の社会状況の中で、市民社会が自ら言論や活動を萎縮・自粛させるケースも、表面化はしていないが、決して少なくはない。

こうした、市民社会スペースやその中で市民社会の言論、活動への圧迫に抗し、アドボカシーや「民主主義のエクササイズ」の舞台・現場としての市民社会スペースの自由さ、柔軟性を確保していくにはどうしたらよいか。市民社会ができるアプローチとしては、市民社会スペースの状況やそれに圧迫を加える者をしっかりモニタリングし、必要に応じて社会に注意喚起していくこと、

異議申し立てや当事者、社会的少数者の立場に立つ言論、活動を展開する市民社会の団体や活動家を孤立させないこと、市民社会で活動する一人ひとりが萎縮、自粛せず、必要な言論や活動を展開して、自ら市民社会スペースを耕し、広げる役割を果たすことだろう。もちろん、これらを実現するには、市民社会の幅広い連帯が必要となってくる。

経済の民主的監視・管理

東西冷戦の終結と共に伸長してきた新自由主義や、公共や統治を市場化しようとした新自由主義的「改革」によって、民主主義における主権者である人々が、サービスを享受するだけの「消費者」へと変えられ、民主主義の基礎が揺らぎつつある。国境を越えて活動する多国籍企業や、金融資本の影響力は強大となり、国家や多国間の国際機関、あるいはそれを介した法的、民主的なコントロールが十分及ばないほどである。また、実体経済の規模をはるかに超えた投機的な資金が世界を駆け巡り、短期的な収益の拡大を狙った投資と回収を繰り返し、実体経済ひいては人々の暮らしを文字どおり「喰い物にする」状況が世界に広がっている。世界の富裕層はこうした手段でますます資産を増やし、世界規模で貧富の格差は拡大し、俗にいう「1%の超富裕層と99%のその他の人々」という状況が現出している。

また、個人や社会のあらゆる領域がデジタル化し、その技術・サービス基盤を「ビッグ・テック」と呼ばれる、ごく少数の巨大 IT 企業が握る現状も大きな問題をはらんでいる。今や、人々は政府や企業に預けた個人情報はもちろんのこと、日々の消費生活、仕事、社会活動から個人生活、はては内心で考えていることまで、何らかのデジタル機器・サービスを使用した際のログ（記録）を蓄積・分析されてデータ化され、人々の十分な承諾や管理の及ばないところで管理、利用、取引されている状況にある。本来、経済活動に民主的統制を加える立場の政府ですら、デジタル

化の前には「いちユーザー」でしかなく、むしろ組織や業務の根幹をビッグ・テックに握られるという主客転倒した立場におかれることになる。こうした状況の中で、ビッグ・テックや IT 産業が世界を植民地化していく「デジタル植民地主義」や、個人生活がデータ化によって商品化、ビジネス化されていく「監視資本主義」の進行が指摘されている。

こうした、経済、金融、デジタルが、人々の自由や民主主義を「蚕食」する状況に、市民社会はどう抗していくのか。直接的には、日本の市民社会が弱いとされるコーポレートウォッチの活動を強めていくしかない。とりわけ、多国籍企業、金融機関や投機的なファンド、ビッグ・テックなどの動きをモニターし、その評価を社会的に開示し、不適切な状況があればキャンペーン等により社会からのプレッシャーを喚起したり、直接、相手方に指摘、提言、抗議などを行うことなどが考えられる。また、適正な範囲での法的規制や、政府、国際機関による民主的統制の充実を促すことも重要である。ただし、国境を超えて影響力をもつ経済、金融、デジタルに対して、従来の領域国家を基盤とした対応にどこまで実効性があるか、また、国家や国際機関による統制を強めることが、人々の立場から果たして「民主的統制」と呼べるのかどうかは、市民社会として問題意識を持つ必要がある。こうした状況を招来した「経済のグローバル化」に対して、人々の立場からの民主的な監視・管理をどう「ルール化」「仕組み化」し、実効性あるものにしていくのか、市民社会としての構想力が問われていくことになるだろう。

あらゆる組織を民主化する

人々の暮らしは、ごく私的な領域を除けば、学校や勤め先、趣味や社会活動のための団体、地域活動のための自治会や町内会、商品やサービスの提供を受ける企業や商店、「組織」としての政府や自治体など、さまざまな組織と関わりをもつことで成り立っている。言い換えれば、社会生活の多くの時間を、組織と関わり、組織の一

員として活動することに費やしている。そのため、人々が真に「民主主義が実質化された」暮らしを享受するためには、政治体制や政治参加が民主的であることに加え、人々がさまざまな組織と関わり、組織の一員として活動する中でも、民主的な営みが可能であり、そうした営みが可能な環境が整っていることが重要である。すなわち、あらゆる組織が民主化されていることが必要である。

しかし、現実には、人々は組織と関わることで、管理され、圧力を受け、自由や権利を制約されることが多い。現代の多くの組織は、外形的、制度的には、民主的な意思決定や組織内統治の仕組みを持っている。しかし、そこに参加できる者の範囲・権限は、組織の所有権や資産・利益に対する権利など、経済的な利害の有無、多寡で決まることが多い(ステークホルダー)。これは、営利を目的とした企業・団体ばかりでなく、非営利や公共部門の団体・機関でも同様である。そこで行われる意思決定は、有力なステークホルダーに有利なものとなりがちであり、組織内で従属的な立場に置かれる人々(例えば、学校の生徒・学生、企業・団体の従業員など)のことは後回しにされやすい。また、組織が社会に存在し、活動する中でさまざまな作為や不作為によって、人権上の利益、不利益を受ける人々の裾野は組織内外へと広がるが、そうした価値観が組織の意思決定の中心となることや、人権上の不利益を被った当事者の意思決定への参加が可能となることは、極めて稀である。

こうした現状を踏まえると、あらゆる組織が真の意味で民主化されるには、組織の意思決定を「ステークホルダー」主導から、組織の存在や活動により、人権上の利益、不利益を受ける人々＝「ライツホルダー」主導に切り替え、ライツホルダーの声を聴き、組織への参加、関与のあり方を考えていくべきではないか。また、学校における生徒や学生の自治組織、あらゆる職場における労働組合など、組織の中で一人ひとりの権利を守る運動の重要性を改めて認識し、市民社会の仲間として連帯し、支え、協力していくことが必

要である。市民社会は、こうした視点や取り組みの方向性を、活動を通じて関係する社会のさまざまなセクター・組織に広げていくとともに、社会の中の一組織である、市民社会各団体のあり方そのものをも点検し、見直していくことが求められる。

補)問われる民主主義の基盤としての市民社会

1989年、アジア太平洋地域から集った民衆運動に取り組む人々は、国際民衆行事「ピープルズ・プラン21世紀」と題した諸行事を日本各地で展開し、その最後に、熊本・水俣の地で、人々の「じゃなかしゃば」(今のようでない世の中の意味)を描き出し、権力や資本に奪われた民主主義を人々に取り戻す「越境する参加民主主義」を提唱するビジョン「水俣宣言」を打ち出した。

一方、1990年代以降、とりわけ2000年代以降の市民社会は、新自由主義的「改革」の流れの中で、政府や企業の「補完勢力」になっている。社会の周縁に置かれた人々の支援から政策代替策の提案まで、政府や企業の需要を満たし、政府・企業セクターの描く「包摂」を演出するのが本当に市民社会の役割なのだろうか。市民社会は、「じゃなかしゃば」を描き出した水俣宣言のごとく、人々の立場に立った社会のあり方や未来像を、他セクターに遠慮することなく、大胆に描き出すことが使命ではないか。人々とその草の根のつながりから奪われた「未来」を、どのように取り戻すことができるのだろうか。

本提言の作成そのものが、そのためのチャレンジともいえるが、それに加え、本節では、本提言のここまでの内容で積み残したこと、また、本提言をもとに市民社会がどう活動を考えていく上で重要だと思われることを、いくつか挙げておきたい。

今も輝きを失わない「越境する参加民主主義」

現在の市民社会がおかれた状況からの「転換」を図る上で、水俣宣言でも提唱された「越境する参加民主主義」は非常に示唆的である。「越

境する参加民主主義」を現在の市民社会の感覚で説明すると、「地域で人々が主体になってトライアル&エラーを重ね、その事例を「草の根」の「つながり」で世界へ「並行展開」していくあり方」といえるだろう。この間、新自由主義、ポピュリズム、権威主義、ファンダムを形成する政治手法により、本来主体的であるはずの「草の根」が刈り取られ、動員されていった。この刈り取られた「草の根」の主体性を再び蘇らせ、手応えのある「参加」を取り戻し、自分たちで手がけた「実感」と、その「広がり」を取り戻していくためには、地域に根ざした取り組みと、それらの世界に広がるつながりが必要ではないか。

権力と利益に依拠する政治に対峙するために

市民社会は新自由主義的「改革」などに対峙する一方で、伝統的な利益政治、アイデンティティ・ポリティクス、パワーポリティクスなども対峙してきた。しかし、こうした政治体制、政治文化は根づよいものがあり、政府や議会へのロビイングなどで関係を深める中で、こうした文化に絡め取られる活動・団体も少なくない。市民社会がアドボカシーやその他の活動を通じて、公共政策や政治に関わりつつも、その文化に取り込まれないためにはどうしたらよいだろうか。

一つは、市民社会自身が「権力や暴力に依存しない(非権力・非暴力)」活動文化を育み、実践においてもこだわっていくことだろう。ここでいう「非」は、「一切用いない、関わらない、理解しない」わけではない。現実には、権力は存在し、個人から国家間まで暴力は生じる。しかも、市民社会は活動上、その中に身を置かなくてはならないこともある。その時に、そこに依存せず、徹底的に「そうでない」手法やプロセスを追求するのである。かつて、市民運動や社会運動が「反〇〇」を掲げて権力や暴力に反対しながら、自ら新たな権力や暴力を招来したこともある。その反省にも立つべきであろう。

本提言の「その先」に向けて

本提言では、ポスト2030(SDGs)時代を見すえて、市民社会によるアドボカシーはどうすべきか、そして、市民社会自身はどうあるべきかを考えてきた。その一つの目標として、アドボカシーが民主主義を育み、市民社会が民主主義の基盤として役割を果たす姿を提示した。当然ながら、このためには、本節で指摘したことも含め、これらのことに取り組む「駆動体」としての市民社会のあり方を地域～世界レベルでそれぞれどう考え、提示していく必要があるだろう。それは、本提言の次の段階の作業となってくる。また、市民社会のそれぞれの活動現場で、本提言のコンセプトを活かしてもらうためのアプローチも必要だろう。

市民社会で活動する私たちですら、「こんな時代」と嘆き、立ちすくむ状況の中で、もう一度、こんな時代を「わたしたちの未来」に変えてみたい、「じゃなかしゃば」をもう一度、大胆に夢見て、構想してみたいと思い、本提言の作成に至った。本提言には至らぬ点多々あろうが、多くの市民社会の仲間と共有して、互いに意見やアイデアを交わしながら、それぞれの活動や市民社会そのものをアップデートしていきたい。

※以下QRコードより、本冊子をダウンロードできます。



[提 言] アドボカシーと市民社会の未来を展望する
～ポスト2030（SDGs）時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～（案・抜粋）

2025年3月22日 発行

発行者 あどぼ・していずんプロジェクト（あどぼの学校）

〒503 - 2124 岐阜県不破郡垂井町宮代1794番地の1
特定非営利活動法人 泉京・垂井（せんと・たるい） 内
TEL: 0584 - 23 - 3010 FAX: 0584 - 84 - 8767
URL: <https://www.advo-citizen.org/>

無断転載、転用を禁じます